

会津美里町地球温暖化対策実行計画（R4～R6）

1 計画の基本的事項

（1）地球温暖化の概要

地球温暖化とは、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、その主因は産業活動等により人為的に排出される二酸化炭素等温室効果ガスの増加であることが明らかになっています。地球温暖化に伴う気候変動の悪影響を回避するためには温室効果ガス排出量の少ない「低炭素社会」への意向が求められています。

（2）地球温暖化対策に関する取組み

平成27年12月にこれまでの「京都議定書」に代わる温室効果ガス排出削減等のための新たな国際的枠組みである「パリ協定」が採択されたことに伴い、国では、「地球温暖化対策計画」が平成28年5月に閣議決定され、温室効果ガスの削減について、中期目標として令和12年度に平成25年度比で26.0%減を目標設定しています。

また国では、「持続可能な開発目標（SDGs）実施方針」において、特に注力すべき8つの優先課題を設定しており、その1つに省・再生可能エネルギー、防災・気候変動対策、循環型社会を掲げています。

こうした国の動向を踏まえ、町でも総合計画において自然に配慮した環境づくりを政策に掲げており、今後においても地球温暖化対策を切れ目なく推進する必要性があることから、令和4年度以降の「会津美里町地球温暖化対策実行計画（R4～R6）」を策定し、地球温暖化対策を推進します。

（3）計画目的

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条では、事業所は、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定し、公表するよう努めることとされています。

本計画は、町が一事業者として効果的な地球温暖化対策を推進し、また温室効果ガス排出の抑制だけに限定せず、大規模な事業所として、環境への負荷の少ない製品の購入・使用、省エネ対策、ゴミの減量やリサイクルなどに取り組むための実行計画として位置づけるものです。

（4）これまでの本町の取組み

平成20年度に策定した「会津美里町地球温暖化対策実行計画」、平成23年度に策定した「会津美里町地球温暖化対策実行計画（H23～25）」及び平成26年度に策定した「会津美里町地球温暖化対策実行計画（H26～28）」、平成29年度に策定した「会津美里町地球温暖化対策実行計画（H29～30）」、「会津美里町地球温暖化対策実行計画（R1～R3）」に基づいて地球温暖化対策の推進に取り組み、それぞれの削減目標を概ね達成しています。

(5) 方針

職員一人ひとりが省エネ、省資源を心がけ日々の業務を行う。

各所属において燃料使用量、光熱使用量等の集積を行い、抑制を推進する。

(6) 期間

平成25年度を基準年として、計画期間を令和4年度から令和6年度までの3年間とする。

(国の中期目標である「令和12年度に平成25年度比26.0%減」を踏まえた削減目標を設定する。)

(7) 範囲

町が直接行う全ての事務事業とする。(指定管理者が管理する施設へも要請を行う。)

数値目標は、正確な数値を把握できる役場3庁舎のみとする。

2 温室効果ガス総排出量の現状と削減目標

削減目標の設定 平成25年度比△21.2%

表 1-1 平成23年度～平成25年度実績(高田庁舎・本郷庁舎・新鶴庁舎及び公民館)

3庁舎実績(平成25年度)

項目	平成22年度(基準年)		平成25年度(3年目)			
	活動量	二酸化炭素排出量(kg)	活動量	二酸化炭素排出量(kg)	基準年に対する削減量 H25-H22	削減割合(%) 目標△3.0%
電気の使用	924,389 (kwh)	513,035	847,569 (kwh)	480,281	△ 32,754	△ 6.4
LPガスの使用	248 (㎡)	744	229 (㎡)	686	△ 58	△ 7.8
びん・ガラスの使用	21,917 (ℓ)	50,846	21,917 (ℓ)	50,846	0	0.0
軽油の使用	5,253 (ℓ)	20,293	1,680 (ℓ)	4,386	△ 15,907	△ 78.4
灯油の使用	46,705 (ℓ)	116,295	51,174 (ℓ)	127,423	11,128	9.6
合計	-	701,213	-	663,622	△ 37,591	△ 5.4

項目	平成22年度(基準年)		平成25年度(3年目)			
	活動量	二酸化炭素排出量(kg)	活動量	二酸化炭素排出量(kg)	基準年に対する削減量 H25-H22	削減割合(%) 目標△3.0%
水の使用	3,940 (㎡)		3,798 (㎡)		△ 142	△ 3.6
紙の使用	2,380,000 (枚)		2,493,500 (枚)		113,500	4.8

表 1-2 平成26年度～平成28年度実績（高田庁舎・本郷庁舎・新鶴庁舎及び公民館）

3庁舎実績（平成30年度）

項目	平成25年度（基準年）		平成28年度（5年目）			
	活動量	二酸化炭素排出量 (kg)	活動量	二酸化炭素排出量 (kg)	基準年に対する削減量 H28-H25	削減割合 (%) 目標 △1.5%
電気の使用	847,569 (kwh)	480,281	817,275 (kwh)	454,405	△ 25,876	△ 5.4
LPガスの使用	229 (㎡)	686	177 (㎡)	531	△ 155	△ 22.6
びん・ガラスの使用	21,917 (瓶)	50,846	19,494 (瓶)	45,226	△ 5,620	△ 11.1
軽油の使用	1,680 (瓶)	4,386	2,754 (瓶)	7,105	2,719	62.0
灯油の使用	51,174 (瓶)	127,423	54,745 (瓶)	136,314	8,891	7.0
合計	-	663,622	-	643,581	△ 20,041	△ 3.0

項目	平成25年度（基準年）		平成28年度（5年目）			
	活動量	二酸化炭素排出量 (kg)	活動量	二酸化炭素排出量 (kg)	基準年に対する削減量 H28-H25	削減割合 (%) 目標 △1.5%
水の使用	3,798 (㎡)	/	6,051 (㎡)	/	2,253	59.3
紙の使用	2,493,500 (枚)	/	2,463,000 (枚)	/	△ 30,500	△ 1.2

表 1-3 令和2年度実績（じげんプラザ・本郷庁舎・新鶴庁舎）

項目	平成25年度（基準年）		令和2年度（7年目）			
	活動量	二酸化炭素排出量 (kg)	活動量	二酸化炭素排出量 (kg)	基準年に対する削減量 R2-H25	削減割合 (%) 目標△ 20.7%
電気の使用	847,569 (kwh)	480,281	995,613 (kwh)	519,709	39,428	8.2
LPガスの使用	229 (㎡)	686	104 (㎡)	312	△ 374	△ 54.5
びん・ガラスの使用	21,917 (瓶)	50,846	9,717 (瓶)	22,542	△ 28,304	△ 55.7
軽油の使用	1,680 (瓶)	4,386	563 (瓶)	1,452	△ 2,934	△ 66.9
灯油の使用	51,174 (瓶)	127,423	592 (瓶)	1,474	△ 125,949	△ 98.8
合計	-	663,622	-	545,489	△ 118,133	△ 17.8

項目	平成25年度（基準年）		令和2年度（7年目）			
	活動量	二酸化炭素排出量 (kg)	活動量	二酸化炭素排出量 (kg)	基準年に対する削減量 R2-H25	削減割合 (%) 目標△ 20.7%
水の使用	3,798 (㎡)	/	3,698 (㎡)	/	△ 100	△ 2.6
紙の使用	2,493,500 (枚)	/	2,300,000 (枚)	/	△ 193,500	△ 7.8

表2 削減目標 じげんプラザ・本郷庁舎・新鶴庁舎 全体でH25年度比△21.2%

3庁舎目標（令和6年度）

項目	平成25年度（基準年）		令和6年度（11年目）			
	活動量	二酸化炭素排出量 (kg)	活動量	二酸化炭素排出量 (kg)	基準年に対する削減量 R6-H25	削減割合 (%) △21.2%
電気の使用	847,569 (kwh)	480,281	667,884 (kwh)	378,310	△ 101,971	△ 21.2
LPガスの使用	229 (㎡)	686	180 (㎡)	541	△ 145	△ 21.2
びん・缶・ペットボトルの使用	21,971 (個)	50,846	17,313 (個)	40,067	△ 10,779	△ 21.2
軽油の使用	1,680 (ℓ)	4,386	1,324 (ℓ)	3,456	△ 930	△ 21.2
灯油の使用	51,174 (ℓ)	127,423	40,325 (ℓ)	100,258	△ 27,165	△ 21.3
合計	-	663,622	-	522,632	△ 140,990	△ 21.2

項目	平成25年度（基準年）		令和6年度（11年目）			
	活動量	二酸化炭素排出量 (kg)	活動量	二酸化炭素排出量 (kg)	基準年に対する削減量 R6-H25	削減割合 (%) △21.2%
水の使用	3,798 (㎡)		2,993 (㎡)		△ 805	△ 21.2
紙の使用	2,493,500 (枚)		1,964,800 (枚)		△ 528,700	△ 21.2

※令和元年度から、役場庁舎と公民館が一体となったことから、平成22年度から30年度までの活動量及び二酸化炭素排出量の数値を、役場庁舎と公民館の合計に算定し直しております。

3 取組み内容

(1) 資源・エネルギー利用の削減

①電気使用量の削減

- ◆毎週水曜日をノー残業デーとし、一斉に残業しないことにより、夜間の消費電力を効果的に削減する。
- ◆時間外勤務等に際し不要な照明の消灯を徹底する。
- ◆書庫、更衣室、会議室、廊下、トイレ等の不要な照明の消灯及び昼休みについては、カウンター部分を除き消灯を徹底する。
- ◆冷暖房温度の適温設定（冷房28℃、暖房20℃）を徹底し、クールビズ、ウォームビズの推進による着衣による体温調整に努める。また、ブラインド等を活用し、冷房効率を上げる。
- ◆自席から長時間離れる場合は、パソコンのモニターの電源を落とし、消費電力を減らすように努める。
- ◆各種の電気機器の運転に際しては、こまめに電源を切るなど負荷を押さえた運転に努める。
- ◆原則コーヒーマーカーは使用しない。

②公用車の燃料使用量の削減

- ◆公用車の駐車時の不要なアイドリングの停止、急発進や急加速、空ぶかしを控えエコドライブに努める。

エコドライブの基本

- ・発進時 一呼吸おいてアクセルを踏み込み、速度上昇に合わせて徐々に踏み込む
- ・走行時 アクセル開度を一定にし、直前の車に追従しない
上り坂走行では、坂の手前でアクセルを踏み足す

- ◆出張時には公用車の相乗りを積極的に活用する。
- ◆近距離の移動には、徒歩や自転車の利用に努める。
- ◆車内に不要な荷物を積み込んだままにせず、常に車内整理に努める。
- ◆タイヤの空気圧を適正に保つなど、整備点検を徹底する。

③施設管理に係る燃料使用量の削減

- ◆ボイラー等のエネルギー供給機器の適正な運転管理を図る。
- ◆暖房用の石油ストーブ等の適正温度設定（暖房 20℃）の徹底に努める。

④水使用量の削減

- ◆手洗い、うがい時や清掃、洗車時は、節水に努める。

(2) 事務に係る消耗品等の減量

①用紙類の使用量の削減

- ◆両面コピー・両面印刷等を徹底し、用紙の使用量を削減する。
- ◆会議に配布する資料の簡素化を図り、視聴覚機器を活用し、ペーパーレス化に努める。
- ◆住民向けの配布資料については、再点検により極力用紙使用の抑制に努める。
- ◆内部資料は、カラーコピーを極力控える。
- ◆ミスコピー紙を分別し、機密保持に留意して資源化利用を推進する。
- ◆会議において配布する資料を入れるための封筒や窓口用の封筒は、希望される場合にだけ渡す。
- ◆電子メールを積極的に活用し、ペーパーレス化を推進する。
- ◆パソコンからのプリントアウトは最小限にとどめる。
- ◆法令等の出版物は、可能なものから、電子情報化されたものに切り替える。

②物品等の長期使用

- ◆物品等の故障時には修理に努め、安易に廃棄せず長期使用に努める。
- ◆文書を廃棄する際は、ファイル等の再利用に努める。
- ◆使用していない物品については安易な廃棄をせず、他の部署への転用等の再利用に努める。

(3) 環境負荷の少ない製品等の使用

①再生紙の使用

- ◆冊子、パンフレット等の印刷物は、古紙配合率がより高い再生紙を利用するとともに、その印刷物には再生紙を使用している旨または古紙配合率を明記する。
- ◆事務用紙、電算用連続紙についても古紙配合率のより高い再生紙を選択する。

②再生品等の使用促進

- ◆文具等の購入に当たっては、エコマーク、グリーンマークなどの環境ラベリング製品を優先的に選択する。

③省エネルギー型製品の導入

- ◆照明機器、OA機器、空調機器等の更新や新規の購入、リースに当たっては、国際エネルギースターロゴ認定などのエネルギー性に優れた機器を導入する。
- ◆照明機器の更新時、省エネ型蛍光灯やLED蛍光灯へ切り替える。

④低公害車の導入

- ◆公用車の更新や新規購入に当たっては、ハイブリッド車を始めとする低公害車、あるいは「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく燃費目標値に達する低燃費車の導入に努める。
- ◆低公害車の公用車の利用頻度を高めるように努める。

⑤施設維持管理にあたっての配慮

- ◆施設維持管理に伴う大規模な改修等にあたっては、温室効果ガス排出抑制のため、随所に環境負荷を軽減し、省エネに配慮した設計に努める。
- ◆新たな公共施設を建設する場合は、太陽光発電等再生可能エネルギーの導入に努める。

(4) 廃棄物の減量とリサイクルの推進

①廃棄物の減量

- ◆ゴミとなるような使い捨ての容器や製品の使用を見直し、詰め替え商品や繰り返し使える製品を使用する。
- ◆シュレッダーの使用は機密文書の処理に限り、各課における適切な書類管理の上、機密文書でもリサイクル可能と判断されるものはリサイクルを推進する。
- ◆物品の購入時は、納入業者への簡易包装と梱包品の引き取りを促す。
- ◆業者との契約時に、提出物のファイル等の減量化に努める。
- ◆カタログ等の部数は必要最低限の部数とし、庁内供用に努める。
- ◆施設管理等により出た草等は、当該事業において処分し、減量化に努める。

②リサイクルの推進

- ◆分回収ボックスを事務所内及び各機関に配置し、事務用紙、新聞紙、段ボール、書籍類、廃棄書類、封筒、プラスチック製容器包装、アルミ缶、スチール缶、飲料ビン、ペットボトル等の分別回収を徹底し、リサイクル率を高めるように努める。

4 推進体制及び実施状況の点検・公表等

(1) 推進体制

「推進本部」、「推進会議」及び「全職員」が協力し、計画の着実な推進と進行管理を行う。

①推進本部

本計画に関して本部長を町長、副本部長に副町長、教育長とし、その他構成員として各所属長をもって組織する。

計画の策定、見直し及び計画の推進点検等を行う。

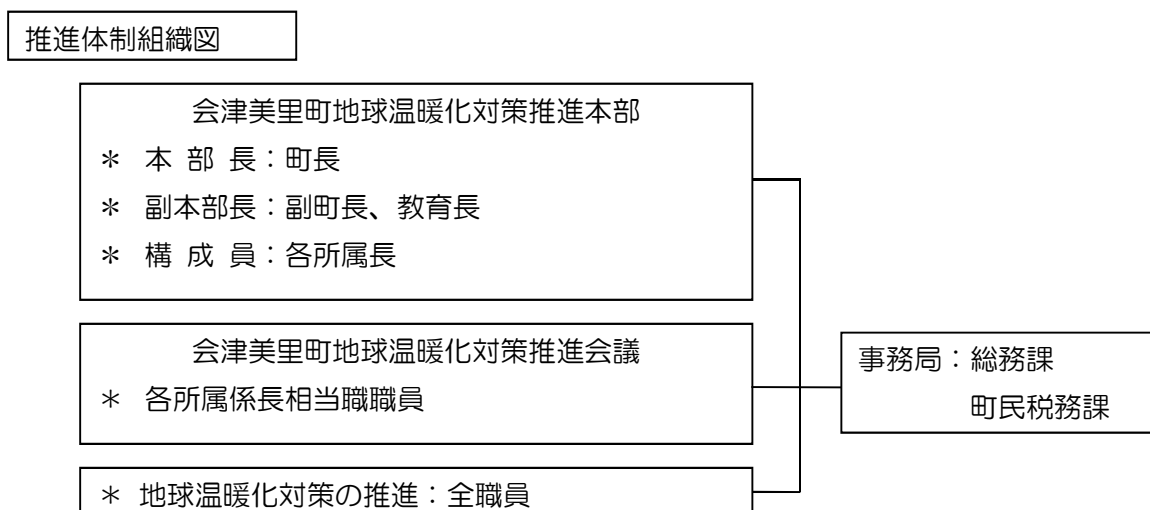
②推進会議

各所属の係長相当職職員を構成員とし、達成状況を基に計画の取組方針について事務局と調整し、総合的な推進を図る。

③事務局（総務課・町民税務課）

事務局庶務を総務課に置き、全体計画の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行う。

町民税務課は、地球温暖化対策の情報収集に努めるとともに、町地球温暖化対策実行計画の結果を踏まえ、広く町内事業者及び町民に地球温暖化対策推進の啓発を行う。



(2) 実施状況の点検・評価及び見直し

本計画の達成状況は、毎月、各所属において環境点検調査票を用いて集計し、毎年度6月までに総点検を行う。環境点検調査票には、毎月の燃料等使用量及び環境配慮項目の取り組み状況を記入し、出納整理期間後に年間分を一括で事務局に提出する。

また、推進本部及び推進会議において、計画の実施状況の点検・評価を行うとともに、地球温暖化対策の継続的な推進を図るため、必要に応じて計画の見直しを行う。

(3) 実施状況の公表等

本計画にそった温室効果ガスの排出量や削減への取組み状況について、広報、ホームページ等により公表し、重大な計画変更を行った場合についても、同様とする。

また、本計画により町が一事業所として地球温暖化対策に取り組み、公表することによって、町内事業者や町民の地球温暖化に対する意識を高め、温室効果ガスの排出量の抑制に対する行動の促進を図る。